

令和2年第8回熊野町議会臨時会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和2年11月27日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和2年11月27日

4. 出席議員（16名）

1番 水原耕一	2番 福垣内邦治
3番 光本一也	4番 中島数宜
5番 尺田耕平	6番 竹爪憲吾
7番 諏訪本光	8番 沖田ゆかり
9番 片川学	10番 時光良造
11番 民法正則	12番 荒瀧穂積
13番 山吹富邦	14番 山野千佳子
15番 中原裕侑	16番 大瀬戸宏樹

5. 欠席議員（0名）

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	岩田秀次
教育長	林保
総務部長	宗條勲
住民生活部長	貞永治夫
健康福祉部長	時光良弘
建設農林部長	沖田浩
教育部長	横山大治
総務部次長	堀野辰夫

住民生活部次長	立 花 太 郎
健康福祉部次長	西 岡 隆 司
建設農林部次長	堂 森 憲 治
建設農林部技術次長	寺垣内 栄 作
教 育 部 次 長	隼 田 雅 治
財 務 課 長	西 川 伸一郎
政策企画課長	須 賀 雅 彦
産業観光課長	榎 並 正 和
収納管理課長	福 嶋 春 樹
防災安全課長	花 岡 秀 城
高齢者支援課長	西 村 ゆ り
子育て支援課長	佛 圓 至 裕
健康推進課長	桐 木 和 義
生活環境課長	宗 像 雅 充
農林緑地課長	堀 野 准
上下水道課長	多久見 良 数
会 計 課 長	穂 坂 俊 彦



7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西 村 隆 雄
議会事務局書記	尾 濱 宏 教



8. 議 事 日 程 (第 1 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 7 6 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 7 7 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 5 発議第 4 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例案について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長(大瀬戸) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第8回熊野町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、時光議員、11番、民法議員、12番、荒瀧議員の3名を指名します。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日のみとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩します。

(休憩 9時31分)

(再開 9時32分)

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、議案第76号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第76号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、労働基本権制約の代償措置である人事院や広島県人事委員会等の勧告に基づき、職員の期末手当について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 議案第76号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料1を御覧ください。

初めに、1の「改正の趣旨」でございます。このたびの条例案は、人事院勧告や広島県人事委員会等の勧告、また地方公務員の給与改定に対する国からの要請を踏まえ、期末手当の改正を行うものでございます。

2の「改正内容」を御覧ください。

(1)の期末手当でございますが、民間の特別給との均衡を図るため、令和2年12月分の支給月数を、1.3か月から1.25か月へ、0.05か月の引下げを行います。

(2)の期末手当につきましては、令和3年度以降について、引下げ分の0.05か月を6月分及び12月分に均等に配分する内容ですので、資料の表にもございますように、期末手当の年間支給月数に変更はございません。

なお、給与についてでございますが、令和2年4月分の給与において、公務と民間の較差が極めて小さいことから、改定は行わないことといたします。

改正による影響額につきましては、3の表に掲載しておりますように、期末手当が約255万3,000円の減額となり、改定に伴う跳ね返りとして、連動して算定される広島県市町村職員共済組合に対する共済費につきましても約49万1,000円の減額となります。

施行日につきましては、4に記載のとおり、令和2年度の期末手当に係る第1条の改正内容は公布の日から施行し、令和3年度の期末手当に係る第2条の改正内容は、令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第76号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第4、議案第77号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第77号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院勧告に基づく国の改正内容に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

内容につきましては、年間の期末手当について0.05か月の引下げを行い、総支給月数は一般職と同様、年間で4.45か月となります。

影響額といたしましては、年間で約12万9,000円の減額となります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第77号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第77号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第5、発議第4号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番(時光) 発議第4号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案発議に伴う趣旨説明。

それでは、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定する発議の趣旨につきまして御説明いたします。

本改正案につきましては、人事院勧告により実施される国の給与改定を受け、当議会としても議員の期末手当の支給月数を改正すべきと判断し、提案するものでございます。

詳細な内容といたしましては、年間で0.05か月の引下げを行い、支給月数といたしましては現在の3.4か月から3.35か月となり、議員1人当たり年間約1万6,000円の減額を行うものでございます。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で趣旨説明を終わります。

発議第4号については議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより発議第4号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会します。

皆さん、大変お疲れさまでした。

(散会 9時41分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員